

報告書・抜粋

(3) 責任の評価

① 各行為者

国家公務員として本来の職務をおこなっていないのに、出勤簿に押印して、出勤し本来の職務に専念した旨の外形を整え、本来支給されるべきでない給与等の支給を受けていたものであり、違法不当な財産的利益を得た直接の当事者であって、その責任は重い。

ただし、実情を考えると、正規の手続を経て「専従許可」を得ていたならば、国からの給与等支給が受けられなくなる代わりに、職員団体から相応の手当等が支給されたはずであるから、実質的には、各行為者個人において、ことさらに利益を得ていたとまでは言いがたい面もある。

② 管理者（歴代の社保庁長官については、別途下記④において記述）

ア 行為者が本来の職務をおこなわず、職員団体の業務にもっぱら従事していたことを認識し、あるいは、自己の部下の中にかかる者が存在することにつき概括的な認識を有していた者について

それらを認識しつつ、放置していた責任は相当に重い。

これを是正するための行動は、各立場において種々のものとなるが、自らは是正し難い場合であっても、あるいは直属の上司に、直属の上司が適切な対応をしない場合には、さらなる上位者に、実情を告げ問題提起して是正のための措置を求めるべきであった。

にもかかわらず、違法なる「慣行」を是認し、継続せしめた責任は重いといわざるを得ない。

また、刑事責任については措く（その理由は後記のとおり）としても、管理者側の人事担当者の一部にあつては、既述のとおり、単に「慣行」を放置するにとどまらず、「慣行」に配慮し、その便宜を図るがごとき人事配置を行っていたものであって、論外といわなければならない。

しかして、これら管理者は、自らは何ら財産的利益を得ていないが、その任務・職責に鑑みると、その責任の重さは、個々の行為者よりもむしろ重いとも考えられる。

イ 上記ア記載の認識を有していなかった者について

かかる認識を有していなければ、刑事責任（故意責任）を問う余地はないが、それら管理者は、社保庁においてより上位の職位にあつたものであって、「確立した慣行」とされる時期に至ってもなお、そのような業務の現場における「慣

行の存在」を認識していなかったこと自体、強く責められるべきであろう。

このような管理者らも、アと同様、自らは何ら財産的利益を得ていないが、その職位に応じた任務・職責の重さに鑑みると、管理・監督責任という観点から、その「監督過失」は、上記故意責任を問われるべき管理者と同等あるいはより重いとも言えよう。

③ 職員団体

職員団体（行為者が所属していた各支部）は、「無許可専従者」の存在を明確に把握していたはずであり、にもかかわらず、いわば「既得権益」のごとく、個々の行為者に対しても、またその関係上司に対しても、「慣行」の名の下に、これを継続せしめたと見られる。

したがって、その責任は、上記管理者と同等に、相当に重いと考える。

加えて、上記のとおり、行為者が正規の手続を経て「専従許可」を得ていたならば、国からの給与等支給が受けられなくなる代わりに、職員団体側から相応の手当等が支給されたはずであるから、大局的に見れば、無許可専従による実質的な利得者は職員団体であったと見ることもでき、このことをも考慮すれば、職員団体の責任は、行為者および上記管理者よりも重いと考えられる。

④ 歴代の社保庁長官並びに大臣

厚生省ないしは厚生労働省の組織上、社保庁の最高責任者は同庁長官（以下、本項④にあつては、単に「長官」という）であり、また、同庁長官は厚生大臣ないしは厚生労働大臣（以下、本項④にあつては、単に「大臣」という）の指揮下にあつたものと認められるところ、歴代の長官・大臣についても下記のことが指摘しうるものと思料する。

ア 歴代の長官・大臣にあつては、たとえ上記「違法なる慣行」がまかり通っていることに気づいていなかったとしても、社保庁あるいは同庁を含む省の責任者として、むしろそれ自体が強く責められるべきである。

単発的・個別的な非違行為ではなく、相当に大規模な非違行為が長期間にわたってなされていたのであり、かかる違法な慣行を是正しないまま放置した責任は、単なる結果責任にとどまらず、管理監督責任という意味において、まことに重いとわざるを得ない。

イ なお、歴代の長官・大臣と個々の非違行為との関連が希薄であつたとしても、その管理監督責任を十分に果たしていれば、上記「違法な慣行」に早く気づき、是正できていたはずである。

現に、村瀬長官の就任が取り沙汰された時期において（平成16年前半ころ）、当局側および職員団体側いずれにおいても、無許可専従の慣行を廃止する方向に動いている。